

第 10 期中野区健康福祉審議会 障害部会（第 6 回）

開催日 令和 5 年 11 月 14 日（火）午後 7：00～9：00

開催場所 中野区役所 第 8 会議室（7 階）

出席者

1. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、中村 敏彦、松田 和也、上西 陽子、北垣 倫子
波多江 貴代美、田村 三太

2. 事務局

健康福祉部 障害福祉課長 辻本 将紀

健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔

【議 事】

○小澤部会長

若干早いですが、初めさせていただきます。急に気温が下がりましたので、体調管理も大変な中、そしてお仕事も大変忙しいかと思っておりますので、その時期に、この第 6 回障害部会ということでお集まりいただきありがとうございます。

今回の会議は、既にこの前答申をまとめましたし、答申が出されておりますので、それぞれ今度はいよいよ、障害者計画と、それから障害福祉計画、あと障害児福祉計画という具体の計画策定に関するところに今日ご意見いただいて、そしてまた今後まとめていって、最終的にはパブリック・コメントが年明けぐらいになされるということですので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、最初に、本日の出欠の確認と資料の確認ということで、事務局のほうよろしくお願いいたします。

○辻本障害福祉課長

本日はお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。障害福祉課長の辻本よりご案内をさせていただきます。

本日の会議につきましては、委員 8 名全員の方にご出席いただいております。

本日の資料でございますけれども、まず事前に郵送した資料につきましては、次第の裏面に一式を記載しているところでございます。不足している方はいらっしゃいますでしょうか。なければ、以上のとおりでございます。

○小澤部会長

本日はもう事前に郵送されているということでございまして、「中野区健康福祉総合推進計画」というのが、資料でございます。一部、総合福祉推進計画の中に関しまして、1 章、2 章というものはとじられておりまして、3 章から 7 章は別の計画ということになっておりますので、ここに関しましては、この資料冊子からは除去されている形にはなっています。最終的には、全体の計画は、その 3 章から 7 章を含めてかなり大きなボリュームのあるものになっていくわけですが、本日は、特に第 8 章というものが、この冊子の 157 ページというところから始まっておりまして、この第 8 章にいろいろご意見をいただくという趣旨になっております。

冒頭、進め方だけを説明して、あとは事務局説明と質疑という形で進めたいと思いま

す。本日は、議題が3つです。第8章、157ページに3つの計画がございますので、まずは中野区障害者計画に関しての事務局説明と質疑。それから2つ目が、第7期障害福祉計画の事務局説明と質疑。そして3つ目が、第3期障害児福祉計画の事務局説明と質疑ということで、おおむねそれぞれ30分弱ぐらいの時間を想定しております。もちろん様々な角度でご意見を出していただくことは全く支障ございませんので、ぜひお願いしたいのと、多分この資料がかなりありますので、後で改めてご覧になっていただいて、疑問点とか、あるいは確認すべき事項というのは出てくる可能性もありますので、そのことに関しましては、最後に事務局からご案内があるかと思えますけれど、いつまでにそのご意見をいただければ検討し、場合によっては反映できるものは反映する、修正できるものは修正するというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。そうしましたら早速、本題としまして、まず1番目の中野区障害者計画に関する説明と質疑ということで進めたいと思います。説明のほう、事務局よろしくお願いいたします。

○辻本障害福祉課長

では、私のほうからご説明をさせていただきます。

ただいま部会長からお話をいただいたとおりでございます。資料につきましては、2ページから、この計画全体の基本理念ですとか基本方針が書かれております。また10ページからは第2章ということで、中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況などが書かれております。こちらにつきましては、後ほどお読み取りをいただければと思っております。

まず、中野区障害者計画ということで、157ページからが計画となっております。

157ページでございますが、これにつきましては、先ほど部会長からもお話をいただきましたとおり、部会におきましてご審議をいただき、答申をいただきまして、その内容を反映させたものということで、作成したものでございます。これまでもいろいろ議論をいただいておりますので、細かなご説明というより、事務局としてポイントというふうに考えているところを申し上げたいと思います。後で大場課長が障害児施策につきまして、続けてご説明をさせていただきます。私からはポイントとして2点ほどご報告をさせていただきます。

初めに、170ページをお開きいただきたいと思います。

課題2、「地域生活の継続の支援」ということで記載している部分でございます。これにつきましては、様々ご議論いただいたところでございますが、このうち、174ページでございますが、「福祉人材の確保・育成」ということが議論されておりました。これにつきましては、これまでの計画と異なりまして、これを1つ独立させて記載してございます。地域移行における相談支援事業等における専門性の向上等の課題と重なる部分もあるわけですが、福祉人材の担い手をいかに確保し継続させるか、非常に重要な課題と考えてございまして、次期計画におきまして施策として独立して記載したところでございます。

もう1点でございますけれども、177ページをお開きいただきたいと思います。課題の3、「入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援」という内容でございますけれども、このうち179ページでございます。施策1ということで、「施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組」でございます。これもいろいろご議論、ご審議いただいたところでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、一定程度は薄れてきたということで、これまで難しかった訪問あるいは関係機関の連携による移行に向けた取組ということで、これを強化していかななくてはならないということで、ポイントと考えているところでございます。

なお、人権擁護でございますとか就労支援等につきましても、引き続き重要な課題と

ということで考えてございまして、鋭意取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

私からは以上になります。

○大場障害福祉サービス担当課長

障害福祉サービス担当課長の大場です。引き続き、中野区障害者計画の第2章、課題5、障害児の施策についてのご報告をさせていただきます。

こちらにつきましても、これまで障害部会のほうでご議論いただいた中身、また答申の部分につきまして全て反映させて、作成しているところでございます。

ポイントとしましては、現在ある障害者福祉計画と項立てが少し変わっているところでございますので、その部分だけ説明したいと思います。

191ページの施策1「障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進」となっておりますが、現在の計画におきましては施策1の関連機関と連携した切れ目のない支援体制、施策3の地域社会への参加や包括の推進という項目を統合した形で施策1とさせていただきます。

続きまして、192ページの施策2「障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等」につきましては、中身については、主な取組の①のアにつきましては、令和4年度4月より中野区が児童相談所を設置いたしましたので、それに伴う東京都の事務が中野区に移管されました。障害児の通所支援事業所における支援の充実というところで、①のアを追加した形になっております。

また、193ページ施策3の「医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備」ということで、現在の計画では、施策2の専門的な支援の充実と質の向上の一部として記載しておりましたが、今回改めて項目立てさせていただいたところでございます。

以上になります。

○小澤部会長

ただいま事務局説明ということで、既にこれまで審議をしていただきましたけれど、まず1番目の議題は、障害者の基本計画に該当する中身ですので、かなり広範囲にわたって記載が行われております。基本的な理念とか考え方が、この計画の中で一番出ているところでございます。

ただいま、幾つかこれまでいただいた意見の中から、重要な課題として、記載事項もこれまでの計画とは変えた部分を特に取り上げて説明をいただいたところです。

あと、具体的な数値や詳細は、次の議題の「第7期障害福祉計画」あるいは「第3期障害児福祉計画」と重複するところもございますけれども、基本的にはこの基本計画に関してのご意見、ご質問をまずいただきたいと思います。

時間は、本日は2時間程度用意してありますので、もちろん議論が、意見が出尽くしたというところで次の議題に入りますけれども、いろいろな角度で、せっかくの機会ですし、この後はもうパブリック・コメントの時期に入り込んでいくと思いますので、いろいろな角度で委員の皆さんのお立場でご意見、ご質問あるいは確認などございましたら、よろしくお願いいたします。その場合は何ページのということを言っていただくと非常に分かりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

いかがでしょうか。どうぞ。

○田村委員

185ページのところの「就労機会の拡大」というところで、お聞きしたいのですが、計画における取組で「身近な地域での雇用の場の確保」というところで働きか

けを行ったと取組内容に書いてあるのですけれど、具体的にどのような働きかけを行って、実際に雇用の場につながったのかどうかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

就労支援センターという機能ですけれども、就労につきましていろいろな相談に乗ったり、あるいは職場を開拓していただいたりということで、中野区におきましては、中野区障害者福祉事業団にこれを委託して実施をしているところでございます。ここに職場開拓委員という位置づけの職員の方を配置していただきまして、いろいろなところに働きかけを行っていただいているというふうに聞いておりまして、それが就労に結びついているというところが大きいというところでございます。

もしよろしければ、中野区障害者福祉事業団の波多江委員のほうから補足いただければありがたいと思っております。

○波多江委員

職場開拓というのは、実質的にはかなり難しいところがあるのですけれども、これまで企業さんとの関係ができているところなどを中心に、既に何百人という方が就労されているところで、近隣の特例子会社などについては、比較的スムーズに、就労したいという方とその会社をマッチングさせるという動きを常時しています。まず就労する前の実習の段階から、就労支援センターの職員が、通勤の練習からやって、それから病院の付き添いもしております。そういう形で、心身ともにというか、気持ちの面でも頑張れるように、挫折してしまわないように励ましながら、それからある意味厳しい指摘もせざるを得ない、社会人になっていくということなので、そういう動きを実際にはしていますというところでございます。

○田村委員

ありがとうございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

具体的な話も含めて説明があると、非常に分かりやすくありがたかったと思います。ほかにいかがでしょうか。基本計画部分に関係するところ。どうぞ、松田委員。

○松田委員

2カ所質問をしたいのですけれど、1つ目は170ページの(2)の「実現すべき状態」の文言のところなのですけれども、ここに書かれている文言というのは、将来あるべき姿といいますか、こうあるべき姿ということだと思ふのですけれども、最後の文のところだけが、「包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続していく」ということになっていて、ここだけ何か現実的な話になっている。言っていることは分かるのですけれども、何かもう少し書き方がないかなというふうに思いました。

2つ目なのですけれど、172ページ目の②の「多様化するニーズへの対応」。これも文言のことなのですけれども、ここは2カ所ぐらい「検討していきます」というような形の文章の終わり方をしているのですけれども、例えばこの一番下のところの「また、障害者情報アクセシビリティ」云々のところなのですけれども、「支援を検討していきます」ではなくて「体制の整備を行います」みたいな言い切りにはできなかったのかなと少し思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○小澤部会長

2点ほどの指摘事項がございます。表現の仕方や言うべきことに関する事項でございますが、事務局のほうはいかがでしょう。

○辻本障害福祉課長

表現の仕方は、違うほうに読まれるようなことがありますとよろしくないので、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。

また「アクセシビリティ・コミュニケーション」、これにつきましては、将来的な課題というふうに考えておりました、そういう意味では少し消極的に捉えられるような表現にさせていただいております。さらにもっと適切な表現がないかということは検討させていただきたいと思いますが、そのような考えが事務局にはあったということでございます。

○小澤部会長

ということで、適切な表現ということで、必要に応じてこういう表現だったら多分誤解を招きにくいのではないかと、いろいろご検討していただくことが必要かと思いますが、なかなか言い切りにくいことはよく分かりますので、適切な表現ということの検討ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

確かに「支援を検討していきます」だと、表現的に何となく分かりにくさというか、もどかしさを感じられるので、そのあたり、検討していただくといいかもしれませんね。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。計画事項ですが、何かございますか。では、上西委員。その後、伊藤委員よろしくお願ひします。

○上西委員

質問のような形になってしまうのですけれども、173ページの「地域の相談支援体制の強化」のところになります。

「すこやか障害者相談支援事業所においては」というところで、「また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、ハンドブックの配布、定例的な連絡会」とかと、いろいろ書いてありますけれども、ここの文章は全てすこやか障害者相談支援事業所に対して行っているものというふうに判断してよろしいでしょうか。

○辻本障害福祉課長

すこやかだけではありません。

○上西委員

お願ひもございまして、相談支援専門員に対してのハンドブックの配布というのは、一般の相談支援事業所のところに配布されているのかどうかということを、またお調べいただければと思っております。

もう、1つ思っているところは、例えば、区民、施設の方が受託を受けるときのリミット、幾らぐらいの時間数までと、それを受託の部分でどう盛り込んだらいいかというノウハウの部分で、非常に弱いと思っております。たまたますこやかの相談支援事業所のほうも委託を受けておりますので、そこからいただくハンドブック等を見させていただいて、計画させていただいたりしている経緯もございます。きっとすこやかだけではなく一般の相談支援事業所にこういうものが配布されたり、研修等も同じように受けら

れたりしたら、また相談支援に幅が出るのではないかなと思っています。

今現在も、受託が入ればすこやかにという流れは、そのまま継続しているような気がいたしますけれども、これだけサービスが充実している時期にもなりますし、案件が非常に複雑になっています。それを、相談支援専門員の方に担っていただく1つの提案として、同じ情報が行けば、もう少し積極的にそういうことに関しても受けられるのかなと常々思っておりますので、もしここがすこやか相談支援事業所のだけでないとする、そういうものも含めていただければと思っております。

○小澤部会長

ということで、このハンドブックの言わんとしている話は、今の話の理解では、すこやか相談支援事業所においてはハンドブックがあるのだけれども、それをいわゆる区内の相談支援の事業所、相談支援専門員に配布する、そういう意味なのか。あるいはそれとは別のハンドブックという考え方の配布をするのか。それは、多分そのことが分からないと分かりにくいやり取りかなと思って聞いていたのですけれど。

○辻本障害福祉課長

確認させていただきたいと思います。

○上西委員

よろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

確認した上で今おっしゃった意見を踏まえて、適切に対応してまいりたいと思います。

○上西委員

私の情報収集のミスかもしれませんので、そこも含めてよろしくお願いいたします。

○小澤部会長

たまたま厚生労働省のほうも相談支援のハンドブックというのを作成しているものですから、そのイメージで読むと全然違うイメージになってしまうので、そこははっきり調べておいていただけたらと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。さっき伊藤委員が手を上げていましたが、どうですか。

○伊藤委員

お願いします。先日、区長のタウンミーティング等にも出させていただいて、直接いろいろなお声を聞いた中で、思ったところも含めて、これはどうなのかなという形で書いてみたところでの、質問と意見ということでお願いしたいと思うのです。

そのタウンミーティングの中でも、非常に幾つも出ていたのが、相談支援のあり方というか相談支援の情報発信について、大変分かりにくいという話が強く出ていたかと思います。そういった相談支援の情報発信というのは、どこに反映されているか、全くされていなかったかしらと思ったものですから、このあたりというところがもしあれば教えていただきたいと思います。

どうもやはり相談支援のところで、いろいろあるようだけれども、大変分かりにくかったり、その専門性というところがワンストップとまではいなくても、少し具体的な支援につながるような、いろいろな相談とか情報とかいただけるとありがたいのだというようにお話が強かったかと思ったのですが、そのあたりは、何かどこかに反映され

ていますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

細かな取組を載せているわけではないのですが、例えば173ページの②の一番下のところですが「連携強化や人材育成等により」というところなのですが、「等により」ということで、相談支援体制の整備を図っていきます。整備というのは充実も含めてというふうに考えているところでございますけれども、その中に今、伊藤委員からご指摘いただきました情報発信がどこに行けばいいのかというのは、かなり大事なところだと思っておりますので、そういったことは、この体制整備の中の重要な項目として取り組んでいきたいと思っております。

先ほど上西委員からもございましたけれど、中野区におきまして、区役所以外にすこやか障害者相談支援事業所ということで、特にご案内しておりますのが、ここは土曜日もやっているということなのですね。区役所が閉庁時も、そういったところで相談を受けることができるということがございますので、そこはさらにPR、周知をしていきたいと思っております。また民間事業所さんにおきましても、かなり積極的に取組をいただいておりますので、そういった窓口につきましても紹介、周知を図ってきたいと思っております。

○伊藤委員

それが、どこでというのと、あと何を見ればというところで、ホームページなども含めて見やすさということもいろいろなご意見があったかと思うので、そういったところを、この推進のところに少し分かりやすい何か文言がもし入るのであれば、具体性や実現性の感じられる文言が入ったらありがたいかなというふうに思いました。それが1点です。

2点目なのですが、191ページの②「ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援」ということで、ここに入るのかどうか分からないのですが、同じくそのタウンミーティングのところで「中野区だけでしょう」というふうにおっしゃっていたのが、障害のお子さんを受け入れる幼稚園・保育園の枠が広がっていないということです。これはいつまでこの状態なのかと随分強くおっしゃっていたところも印象的で、「他区ではこういったところはもっと広がっていますよ」と。だからそちらのほうに、隣の杉並区に行かなければならないのかぐらいな勢いがあったかなと思うのですが、そういったところの、保育所等の訪問支援の充実とか、そういったところはいろいろ言葉としてあるのですが、実際の受入れの人数の拡大とか、そういったところというのは、何かどこかに入っていますでしょうか。それ、中野区は、ずっと変わっていなかったのですかね。少し私は分からなかったもので、課題だななんて思っていたのですが、その辺のことはどうなのかなというのと。

もう1つ大きく心配に思っていたのは、192ページの②「重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保」ということで、卒業した後に通える事業所は少ないのだということで、なかなかもう本当に厳しいのだ、大変心配なのだというお話が多くあったかと思います。これは「誘導整備に取り組みます」という言葉なのですが、誘導整備に取り組みますというのが正しいのですか。「2カ所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備に取り組みます」。言葉としてもう少し積極的な、多分、深い、強い思いがたくさんあるのかなというふうに受け止めたので、このあたりが非常に区民の皆さんにとっては、特に重い障害のお子さんをお持ちの保護者の方たちにとっては強い要望なのかなと。そのあたりが、少し進展が分かるような書き方、例えば、誘導整備に取り組む等、どういう言葉がいいのか分からないのですが、少し気になりました。

以上です。

○小澤部会長

事務局のほうよろしいですかね。よろしくをお願いします。

○大場障害福祉サービス担当課長

2点ほど質問いただきましたが、まず、学校や保育園との関係性というところで、191ページの主な取組の②のイの部分で、1回お話をさせていただいたときに、また保育園や学校、学童クラブとの連携を、環境整備を行うようにというようなご意見もいただいた中で、こちらのほうを書かしていただいたところではありますが、もう少し具体的に、「さらなる連携を深めていく」というような表現を検討させていただきたいと思っております。

また、192ページの重症心身障害児や医療的ケア児の誘導整備は、私たちのほうも、これどういう表現が一番いいのかなというところを正直迷っていたところでございます。施設を区がつくるのか、区が誘導するのか、また民間事業所に声をかけていくのか、あらゆる方法があるかなというところで、このような一文に書いたのですけれども、今、委員おっしゃったように、もう少し何か具体的な表現ができるように検討していきたいと思っております。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。書き方が結構難しいところもあるかもしれませんが、先ほどと同様にちょっと内部で検討していただければと思っております。

よろしいでしょうか。あと、北垣委員。

○北垣委員

今のところに合わせてなのですけど、先の244ページの「目標」というところに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数とか、放課後等デイサービス事業所数が3になっていますが、今現在2カ所なので、1カ所はもう誘導する予定等があるということなのでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

現在、区の施設が1カ所、民間事業所が1カ所ありますが、数年前に1件問合せがあったりとか、つい最近も問い合わせとかがあったりするので、実際には問合せがあるけれど、なかなか整備に結びついていかないというような状況もある。そういう状況があるということは、何かしら誘導を仕掛けていくとできるのではないかとということで、見込みとして目標という形で1増やしているところが正直なところでございます。

○北垣委員

ありがとうございました。

○小澤部会長

ありがとうございました。これは多分基本計画部分ですけど、ほかの2つの計画ともかなり重なり合うところが多いですから。

そうしましたら、この基本計画に関しまして、まだありますか。どうぞ、上西委員。

○上西委員

細かいことになってしまって申し訳ないのですけれども、先ほど辻本課長がおっしゃっていた、すこやかは土曜日の日も厚くしているというところでございます。実際に、土曜日のときに実はすこやかの相談支援事業所のほうができる業務と、それから、隣の直営のところが行うため、本体の障害福祉課でしかできない業務というのがございます。それは、土曜日の開所の日、非常に悩ましいことで、いらしてくださるのですけれども、そこで完成し切れないということがございます。ですので、発信していただけるときに、できないこともあるということも、どこかでお伝え願えれば、現場の職員が非常に助かると思います。よろしくお願いいたします。

○小澤部会長

よろしいですか。基本的には、先ほど伊藤委員がおっしゃっていたことを含めて、要するにワンストップとか総合相談の仕組みの議論が、どこに行けばどうということになるのかということについて、区民向けの発信をとというのが一番大きな意見だったのかなと。

あと、すこやかに関して173ページの記述を見ると、「一般相談、計画相談、地域相談を担っています」とあります。多分区民はこの意味が分からないと思うのですよね、なので、この業務外はどうなっているのかという話だと思うのですよね。なので、言うなれば、もっと広い意味で、ここに行けば後は仕分けしますと。場合によっては8050とか、セルフネグレクトとかごみ屋敷とかいっぱいありますが、そういった話も全部相談なのですよね。だから、本来ならばその話がタウンミーティングで問われていたのではないかなと思います。私はタウンミーティングに行っていないので、多分、区長に対しては、そういう様々なご意見が一般区民から出てもそう不思議ではないと思うのですよね。そのことをどうするかという話と、それぞれの制度に基づいた計画をどうするかとは、少し違う話かなと思って聞いていました。これはあくまでコメントですので、そんなことも意識していただくといいかなということです。ありがとうございました。

よろしいでしょうかね。次の第7期の計画、第3期の計画、いずれも関連深いので、先に進めさせていただきます。基本計画に関しては、全部に関わる事項ですので、また改めて全体的なご意見をいただくという流れで進めさせていただきたいと思います。

そうしたら2番目の議題になりますが、今度は第7期障害福祉計画に関する事務局説明、意見交換の時間です。よろしくお願いいたします。

○辻本障害福祉課長

それでは、第7期障害福祉計画ということで、194ページからとなります。

国の指針に基づきまして数値を出しているということなのですから、まず195ページでございます。

1の「成果目標」につきまして、(1)なのですけれども、「施設入所者の地域生活への移行」につきましては、国の基本指針をもとに、中野区の実情を照らしながら目標値を定めたところでございます。

196ページをお開きいただきたいと存じますが、(2)の「精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましてですけれども、国が示す地域移行者の目標値をもとに、利用者数の目標値を算定したところでございます。

続きまして、197ページでございます。(3)は「地域生活支援の充実」において地域生活支援拠点ということなのですけれども、中野区障害者計画において言及しております知的障害者、身体障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備といたしましては、江古田三丁目重度障害者グループホーム等施設に併設予定ということでございまして、令和6年度に基本計画、また令和6年度から7年度にかけまして実施設計、令和7年度から施設建設を開始いたしまして、令和9年度に開設予定となっているということで

ざいます。

続きまして、１９８ページ。（４）は、「福祉施設から一般就労への移行」において目標値を設定することなのですけれども、こちらにつきましては、中野区の就労支援センター機能を担う中野区障害者福祉事業団における障害者数を、これまでと同様に掲げているところでございます。

続きまして、１９９ページでございます。（５）は、「相談支援体制の充実・強化等」ということでございますが、地域における相談支援機能に対する人材育成の充実、また基幹相談支援センターなどによります有機的な支援について記載しているところでございます。

２００ページでございます。（６）は「障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築」ということでございまして、研修の実施や東京都などで実施いたします研修の勧奨等を進めていくということを示しているところでございます。

最後に、２０１ページからは、「事業及び必要な量の見込み」についてということなのですけれども、１点ご報告をさせていただきたいと思えます。２１８ページをお開きください。こちらにつきましては、共同生活援助のサービス見込みということなのですけれども、次期の計画から行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な方ということを経験して見込量を策定することになり国の指針でなったというところでございます。この行動障害、高次脳機能障害の方、あるいは医療的ケアが必要な方についての見込量につきましては、中野区におきましては、報酬の内容で重度障害者支援加算ⅡまたはⅠというのがございますけれども、この対象者の方をもとに平均値を出しまして、算出をしているところでございます。この考え方につきましては、先般、東京都におきまして中間ヒアリングがあったのですけれども、中野区の考え方をご説明いたしまして、都においては了解したということでしたが、今後いろいろ議論があるかもしれないということで、他区においても課題になっている点ということでご報告をさせていただきたいと存じます。また新たな報告等がありましたら、ご報告をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては以上です。

○小澤部会長

非常にポイントを絞って説明をしていただきました。これまでは多分この計画策定の議論は積み重ねたところもございしますので、いろいろな角度でご意見をいただくということで、意見交換の時間をとらせていただきました。長めにとりたいと思えます。

それとあと最後の話を補足しますと、今回から行動障害とか、あるいは高次脳機能障害とか、医療的ケアの方々の数値を入れてということにはなっているのですけれども、具体的にその数値というのはなかなか把握するのは容易でない数値なので、そこで加算という制度の中で、一応それを代わりの数値として使うと。それは東京都として今検討しているということです。なので、多分これは市区町村によってもいろいろな数え方があるのではないかとということで、東京都もよくまだ十分把握していないということです。それが最後の話の補足です。

いかがでしょうか。これは国のほうで出されている項目に沿って、中野区としての数値を入れているというお話ですけれども、それに関しまして、また先ほどの、基本計画とも関係する話も多々ありますので、ご意見、ご質問、あるいは様々なご提案もあつたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ上西委員。

○上西委員

部会長がおっしゃったのは、この最後のところ、218ページのグループホームの数え方をおっしゃっていたのでしょうか。

○小澤部会長

はい。グループホームです。

○上西委員

では、この数え方や人数については、まだ決定していないということになりますか。

というのは、私のところで運営している施設で、1つユニットで区分4以上の方がたくさんいらっしゃる時に、重度障害者支援加算Ⅱというのがとれるように記憶しております。それから、その中にお一人、区分6とか高度障害の方がいらしたときに、このⅠというのがとれるというふうに記憶しているのです。ですので、もしその1つのユニットでこの支援加算にということになると、5人いらしたら5人とすぐに数が出るかなと思ったりもしているのですけれども、そこは、これから決定するというふうに思っているのでしょうか。それとも、本当にこの加算Ⅱというのがとれれば、行動障害とか高次脳機能障害でなくても数になりますか。行動障害というのと、この重度障害者支援加算にという、カウントの仕方が根本的にちょっと違うような気がするのです。

○小澤部会長

事務局いかがですか。

○辻本障害福祉課長

報酬の解釈、基準というのでしょうか、どの場合に当てはまるのかというのは、今資料がなくて、詳しくご説明できないのです。今回、障害福祉計画に載せているのは、それがこの3年間、何人いらっしゃるかという計画でございます。なので、報酬の基準は国の定めで統一している考え方でやっていると思っておりますので、そこはまた詳しい話は、個別にご説明させていただければと思っております。

あくまでも今回は、そういう方たちをこのカテゴリーに入れて計画をしているということで、先般、東京都にはその旨報告しているということです。今のところ我々としてはこの数値を出していきたいというふうに考えております。今後何か都なり国なりから違った考え方が示されましたら、それに基づいてまた適切に対応していきたいと思っております。

○上西委員

細かい質問で申し訳ありません。

○辻本障害福祉課長

よろしくお願いいたします。

○小澤部会長

ですので、新しい話なので、暫定的な数値が入っているという理解でいいかと思えます。だから、この部分は確定ではなくて、今後東京都の方針によって、この数字が変動しますよということで理解していただけたらよろしいかと思えます。

ほかのところでも随所に新たな制度設計が盛り込まれれば、当然何か算出根拠を考えようと思ってもなかなか難しいことが多々出てくるので、事務局のほうで、もしそういう状況があれば暫定ということで出しているという形かと思えます。ありが

とうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、松田委員。

○松田委員

せっかくまとめていただいたのですが、今のところなのですが、少し分からないので教えていただきたいのです。数字が入ることは全然いいことです。

私のところは高次脳機能障害の方を扱っているのですが、例えばグループホームに入る方というのは、ほぼ100%区外のグループホームに入るのです。なぜなら、中野区の中で高次脳機能障害に対応したところがないからなのですね。そういったときにも、例えば私たちが4名、どこか区外のグループホームに入れたときにも、このカウントに入っていくということでしょうか。それともこの4名というのは、この下のところにある228室の中でどこかに入ったときに初めてカウントもされるということでしょうか。

○辻本障害福祉課長

中野区民の数ということで、その方が区外の施設に入っている、区民であればカウントされます。要は、中野区が報酬を払っているということですから、そういう数ということでご理解いただきたいと思います。

○松田委員

分かりました。それが中野区の目標数値として、中野区が頑張ったことになるのかどうかもちょっと分からないのですが、中野区の中に高次脳機能障害の方が増えるということであれば目標数値としてすごくいいのですが、区外のグループホームに入っていた方をカウントすると、別に今と変わらない。今でも実際入っていますから。目標数値にはならないような気がしています。

○小澤部会長

これは何か結構根本に触れる話なので。そうしたら、例えば施設全部アウトですよ、都外施設に入っていらっしゃる方は山ほどいますので。だから、一定程度そこで区としての予算は執行されているというふうに考えるという考え方と、物理的にそこにいらっしゃって様々なケアを受けているというのは、やはりちょっと分離しないと。これ、長野県や青森県だって、十分中野区に貢献しているのではないかと話になるので、これは少し計画の議論を超えた話になるので、取りあえずここで確認事項というのは、中野区が予算執行している対象者における目標数値が出ている、そう理解していただくでいかがでしょうか。よろしくお願いします。

事務局、私が遮ってしまったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○辻本障害福祉課長

障害者計画において、区の実行方針、方向性というのが、できるだけ多くの高次脳機能障害の方の相談もお受けしますし、その方が求める、例えばグループホームであればグループホームに入居していただくのが目標ということで考えております。

障害福祉計画におきましては、それは目標としつつ、見込みということでございまして、目標としての見込みが低いというような見方もあるかとは思いますが、見込み量ということでご理解いただければと思います。

○小澤部会長

今のお話は、結構本質に触れているのでなかなか難しいのですよね。松田委員が言わ

んとしていることもよく分かるのですけれど、なかなかこの計画づくりがずっとそういう考え方を前提にできてしまったので、今、急にというのはなかなか難しいかなと思って聞いておりました。これはこの計画以上に今後の検討の事項にさせていただきたいと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。この第7期障害福祉計画に関する事項ですけれど。大丈夫ですか。また後で基本計画の話も遡ってしていければいいかと思います。

そうしましたら、よろしければまた後で出していただく時間を設けたいと思いますけれど、次が第3期障害児福祉計画に関する事項になりますが、よろしいでしょうか。事務局説明、その後意見交換の時間というふうにしたいと思います。

○大場障害福祉サービス担当課長

第3期障害児福祉計画についてもご説明いたします。

こちらにつきましても、児童福祉法第33条19に規定する国が定めた基本方針によりまして、区の目標の設定ということで成果目標、事業及び必要な量の見込みを記載してございます。

まず、成果目標についてでございますが、243ページでございます。(1)で「障害児の地域社会への参加・包容の推進」ということで、取組の方向性と目標のほうを書いてございます。今回、3つ目「保育所等訪問支援の実施箇所数」というところが新たに追加されているところでございます。

続きまして(2)の「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」というところで、こちら244ページにかけて書いてございます。目標も書いてございます。

(3)「重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置」ということで、こちら取組の方向性と目標を記載してございます。

245ページになりますが、(4)「障害児通所支援の質を向上させるための取組」ということで、今回新たに記載しているものでございます。こちらにつきましては、先ほどお話をさせていただきましたように、中野区が児童相談所設置区になりましたので、それに基づきまして、障害児の通所支援に関わる支援を行って充実を図っていくということで①の取組の方向性、②の目標として、障害児通所支援事業所に対する指導検査の実施と障害児通所支援事業所に対する集団指導及び研修会を実施しているところを書いてございます。

続きまして、246ページから251ページにかけて、「事業及び必要な量の見込み」ということで、こちらについては今回の計画と同様の内容になっております。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援の6点になってございます。

ご報告は以上になります。

○小澤部会長

ありがとうございます。先ほど基本計画のところの数値の意味の質疑がありましたが、ある程度そういう設置の可能性の区への打診とかがある場合は、そのことも含めて数値に反映させているところもあるということでございます。だからといって必ずそうなるというわけでもないのですが、そこは非常にづらいところなのですけれど、一応そういう観点も入っていますということですが、これに関しましても、同じように残りの時間を質疑の時間に充てたいと思います。

いかがでしょうか。第3期障害児福祉計画に関する事項です。伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員

お願いします。1の②の目標のところ、それから244ページの(3)の②の目標のところ。この書き方としては、児童発達支援センター勤務の運営「有」とか、対象児のための連携の確保が「有」みたいな、これは数字ではなくて有・無で書くものなのではないかということが1点。

先ほどの積算根拠のところ、前の計画のところでもお話があったのですが、5年間の伸び率の平均を前年度実績に乗じて見込量を算出していますというのは、これは東京都のやり方等に準じているという形になりますか。それもまたこれは中野区の独自で、また何か積算の仕方が変わるとか、それによってまた何か変えていくとかというような数値の取扱いになりますか。

以上です。

○大場障害福祉サービス担当課長

まず1つ目の質問でございますが、「有」という表現のところについてですが、こちら数ではなくて、設置しているのか、していないのかというところの表記ですので、「有」か「無」という形で回答させていただいているところでございます。

また、数字のこれまでの見込量のところでございますが、障害者福祉計画のほうと併せまして、これまでの見込量ということをしています。これは東京都とか国の定めという形ではなくて、中野区の考え方としてやっているものでございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。基本的には国のほうもたしかこんなような表記だったような記憶があるので、多分それに準じているという理解でよろしいですね。

○大場障害福祉サービス担当課長

はい。

○小澤部会長

あと、中野区ならではの5年間の計算をされていると。そういうことでよろしいですね。ということですがよろしいでしょうか。

ほかにこの第3期障害児福祉計画に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。北垣委員どうぞ。

○北垣委員

244ページの、「医療的ケア児のための有機的連携の場を確保し、コーディネーターの配置」というところなのですが、中野区の子ども権利フォーラムのほうからも、健康福祉の子どもオンブズマンのほうからも、医療的ケアのお子さんが保育園に入れないとかということでの調査みたいなのが入っていて、「医療的ケアが必要な児童については、退院する前に、医療機関からすこやかに連絡が入ることになっている。その上で、すこやかな地区担当の保健師が中心になって、関係機関と連携し、在宅でどのように過ごしていけるのかの個別支援を進めていく。」ということで、健康福祉部障害福祉課及び鷺宮すこやか福祉センターへのヒアリングというところの回答が書いてあるのですね。実際、コーディネーター自体が中野区の職員の方で1名いるだけで、コーディネーターの配置と書いてありますが、これは医療的ケア児のコーディネーター研修を受けた人が今現在中野区では「いる」というだけでして、確かに連絡会というところでは、関係機関を含

めてというところはあると思うのですけれど、障害とかではなくても子どもの権利のほうからもやはり言われているので、何か具体的に提示というのはできないのでしょうか。

○小澤部会長

大事な話だと思って聞いておりまして、「有」という話で済まされないだろうという話なのですけれど。計画的にはこの表記が「有」ということで、国もこんなような示しだったというのがさっき言ったとおりなのですけれど、中身はどのようなかという非常に大事なご質問が入っていたと思いますが、いかがでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

コーディネーターの配置については、令和6年度から8年度「有」という形で、表記の仕方としてはこういうふうになると思うのですけれども、これを具体的にどのように位置づけていくのかという表記がどこに書いてあるのかというところでございますけれども、193ページの、課題5、施策3の「主な取組」のところで、「医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置」というところを書いてございます。こちらのイのところで、実際に具体的に何カ所つくるかまでは明記していないのですけれども、きちんと配置をしていきますというところは明記しています。一応障害者計画のほうではきちんと位置づけているというところですが、ただ位置づけてはいるけれど、では数はどうしていくのかというところと、あと、どこに何人配置するのかとか、誰がやっていくのかというところは、改めて検討の素地として上げていきたいというふうに思っております。

○北垣委員

ありがとうございました。

○小澤部会長

ありがとうございました。これは多分、この計画の進捗点検みたいな話に関係してくるかと思うので、ご指摘の中身は非常に大事な指摘事項だと思います。コーディネーターを配置しても、本来ならば確かに保育園や幼稚園が、そのコーディネーターを介して、かなり医療的ケアの必要性が高いお子さんも通園や通所が可能みたいなイメージで医療的コーディネーターの役割が担っているということに関しては、計画の進捗、その検討の話になってくる可能性があるので、議論自体はいろいろきっちり記録に残しておいていただいて、これがまたPDCAで進捗管理というときに検討していただくという形になるかと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかに。どうぞ伊藤委員。

○伊藤委員

247ページの(2)「放課後等デイサービス」のサービス見込量のところなのですが、利用者数が、令和7年度が596を見込み、8年度が658ということで、この見込量の算出のところで、区内事業実施個所数が32から34というふうに見込みをしているのですけれども、これで計算合いますでしょうか。

というか、ここも後でちょっと足りないことが分かり切っているというか、コロナの出口と言っては変ですけれども、この計算で合っているのでしょうかという言い方が分からないのですけれども、大丈夫でしょうか。令和6年が4,240で、7年が4,596で、8年が4,982で、利用者数はすごく伸びていく、ここのニーズは高いのですごく伸びていくけれども、実施箇所数は34。これは多分、合わないのでしょうかね。

以上です。

○小澤部会長

いかがですか。

○大場障害福祉サービス担当課長

現在の計画の中で、令和3年度から5年度のサービス見込量というのを書いてございますけれども、令和3年度が22、令和4年度が同じく22、令和5年度が23というところでサービスの見込量を実際書いてございますが、現在、区内の放課後等デイサービスは28、かなりサービス見込量を超えているという状況がございます。また、これは過去、これまで7年間の間に倍近く増えているという状況で、今後もやはり放課後等デイサービス事業所というのは増えていくだろうという見込みも妥当ではないかというところと、それに伴った利用人数というところもこの数で妥当ではないかというところで見込量のほう出させていただいているところでございます。

○小澤部会長

いかがでしょうか。増えているけれど、結構鈍るという感じですね。今28もできてしまっていますね。これまでの倍ゲームみたいな世界では絶対ないというのが何か数字上、そのあたりの見込みが入っているということを指すのではないのでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

そういうことですね。

○小澤部会長

なので、箇所数の伸びとこの利用者数の伸びとの根拠があればありがたいということかと思うのですが。これは、この数字を入れるときにいろいろご検討されたことだと思いますので、何かそれがあれば、この場で理由を出していただいてもいいと思います。検討しているときにはこうだったというのがあれば紹介していただくか、あるいは後日委員の皆さんに、こういう背景で計算したということを出していただくという扱いがあるかと思うのですけれど。

○大場障害福祉サービス担当課長

平成30年度から令和5年度までの5年分の伸び率平均というところを出させていただいているところも見込量として出していますので、もう少し細かい表記が分かるようでしたらお伝えしたいと思っております。

○小澤部会長

ありがとうございました。結構伸び率が過去伸びているところというのは、場合によっては、報酬の見直しが入ってくるサービスが結構多いので、ひょっとしたらこの見込みのほど伸びない可能性もあるという大変難しい状況がこの背景に潜んでいるので、一応数字上は、これはあくまで計画ですので、このような扱いをさせていただいているという理解でよろしいでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

はい。今、部会長がおっしゃったように、そういった部分もございますので、ほかの事業に比べて放課後等デイサービスについては、事業者が入りやすい現状もございます

ので、その部分も含めて、またきちんと今回の見込量を出したものについてはご説明できればと思います。

○小澤部会長

ありがとうございました。ほかに第3期障害児福祉計画。どうぞ北垣委員。

○北垣委員

251ページの「障害児相談支援」の見込量なのですけれども、今、この児童発達支援は、放課後等デイサービスが増えていく中から見ると、計画自体の伸び率とかというのが少ないのかなと。現実的にはなかなか子どもの相談支援事業所がないところもあるのかもしれませんが。あまり数値的に差がないように感じるのですけれども、計算すると、これで大丈夫なのでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

今現在の計画の中での障害相談支援のところの伸び率としては高いのかなというところがございます。こちらにつきましても、令和5年度までの伸び率の平均を出しますので、令和3年度から立てたときよりも伸び率はいいので、実績に応じた見込量となっています。

○小澤部会長

よろしいですか。ちょっとこれも非常に難しいと思いますが。

○北垣委員

セルフプランが3割というのを減らしていくというふうな形での数値にはなっていないということでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

そうですね。セルフプランの率を下げることを見越した見込量にはなってはいないです。

○小澤部会長

これは国のほうでも議論になっている場所なので、参考情報として言いますと、多分これはほぼもう報酬改定の議論で結論が出ているので大丈夫だと思うのですけれども、セルフプラン率は今まで東京都までの公表ですよね。市区町村はださない。そういう方針になっていますので。ですので、セルフプラン率の公表が課されますので、その意味で言うと、それがかなり高くなってくると、様々な指摘事項が入る可能性があります。今のやり取りには、議論している背景が実はありますので、場合によってはこの数字もいろいろな角度での中間的な見直しも入ってくる可能性があるかなとは思っていますけれども、いずれにしても現時点ではこのような形で、それはそれ、これはこれという感じでの伸び率を検討したということですのでよろしいですよ。

○大場障害福祉サービス担当課長

はい。

○小澤部会長

この話はいろいろと、まだまだちょっと国の方針もかなりいろいろな方針がありまし

て、セルフプラン率、特に子どもの計画は多分大人の倍ぐらいの割合になっているのですよね。だから、そこに対する何らかのアクションを起こすということだけは、報酬改定のここでの検討をしたときに出されていまして、多分そういった話が反映してくる。

ただ、そういう相談されたときに中野区は、ここから先が難しいですよ。そんなに悪くないという可能性出てきたら、もっとひどいところはたくさんあるという、話は変わってくる可能性もあるという感じですよ。

○大場障害福祉サービス担当課長

23区の中で見ると中野区は高くないほうではあるのですが、30%というのはやはり高いのかなと思います。他の区だと九十何%という、ほとんどセルフプランというところもありますので、そこをどういうふうに改善していくのかというところですが、中野区のほうでは、障害者相談支援事業所に対して、20件以上の計画を作成すれば1件につき幾らという形で補助を出すという形で平成30年のときに始めました。当初は100件と決めたのですが、それだとなかなか手を出しづらいということで、少しずつ下げて、現在4事業所がその補助を使って計画のほうを作成していただいているという状況でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。ぜひ23区のモデルになっていただきたいと思って。ひどい区はひどいので。ぜひ中野区はさらなる上を目指していただきたいと思います。非常に大事な指摘だと思いますので。やはりセルフプラン率をにらみながら、この数値も要検討する。これもPDCAの話と関係します。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。子どもに関する事項ですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、一応ここまでで全体の、それぞれ個別の議論が終わりました。また、基本計画やその他全体に関する事項に関して、改めて若干の時間ですけれども、もしあれば出していただき、この会議後に改めてこの資料を見ていただいて、疑問点とか課題点、それから、私はやはり先ほどのやり取りで改めて思ったのですが、この計画はさておいて、今後の進捗点検とか、あるいはどうしても物の見方、考え方ではこういったところを留意していただきたいということがあれば、それも意見の中に出していただきますと、本来、計画はつくりっぱなしではないので、点検という非常に大事な作業が入りますので、それも含めてご意見をいただく形に、この会議後、必要に応じて出していただく。そういうふうに思っていた方がいいかと思います。

そうしましたら今3計画の話をざっと聞きましたけれど、全体を通して何かご意見ありますでしょうか。答申が出てしまっていますので、答申と違うことを言われると、遡及できないのですけれど、基本的にはそれに沿っていることでしたら様々な角度でご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、中村委員。

○中村委員

昨日、地域包括ケアシステム審議会というのが開催されて、同じ総合推進計画について説明があって意見交換をしたのですが、ケアシステムの推進会議の中では、結構いろいろな意見が出るのだけれども、それが反映されずに間で止まっているというような、チェックがされていないのではないかと酷評が、意見が結構出たのです。私はそれを聞いていて、健康福祉審議会の中で、ほかの部会は分かりませんが、障害者部会に関しては、やはり何度も何度も意見交換を重ねて、反映したものが計画として上がっているという意味では、すごく努力されてつくられた計画だなというふうに

評価をしています。数字の目標についても、やはり細かいところと言うと、表現だったり数字の値だったりというところ、幾つか問題はあると思うのですけれども、その算出根拠なんかもしっかり書かれていて、今回はとても丁寧につくられているなというふうに思っています。

あとはこの計画を達成するために、民間の組織だったり、団体だったり、施設だったりはどうやって応えていくかということが課題になるし、区民の人たちをどうやって巻き込んでいけるか。これが一番大きな課題だろうというふうに思うのですね。ですから周知、啓蒙活動について、やはりこの計画をしっかり示して、区民を巻き込んでいるということについては、さらに努力をお願いしたいなというふうに思ったところです。

数値に関しては、少なくともエビデンスに基づいた数字を目標として挙げられていますから、これを超えることになったときに、もう計画が達成されているという抑制につながらなければ、あくまでも目標ですので、それを達成していくために様々な連携で協力し合えればいいなというふうに思ったところです。

感想ですけれども、以上です。

○小澤部会長

どうもありがとうございます。私、今日実は午前中別の自治体ではほぼ同じことをやっています、改めて思うのです。やはり、今のご指摘のとおりで、普通の一般区民にどういうふうに伝えたらいいのかなというのは結構大きな課題で、内容はそれなりに制度に精通していれば読めなくはないのですけれども、そういう方でない方でも十分分かる仕組みを、こういう説明とか平易な理解の仕方とかというのをどういうふうにして考えたらいいかなというのは、やはり非常に大事な話だったと思いますので。これは今回という以上に、継続的に検討させていただくような課題だと思っています。

これは、よくパンフレットをつくったりしますよね。ただあまり省略されすぎると、分かりづらい。概要版というのがあるのですけれども、そのあたりの難しさもあります。そのあたりを検討していただくといいと思います。

事務局は、何か今の周知の話やその他コメントはございますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

確認したいと思いますが、部会長にご指摘いただきましたパンフレットの件、昔はつくっていたのですけれども、そこはちょっと確認が不足しております。

ただ区報の特集号でありますとか、あるいはホームページ等では、周知をしているということがございますので、そういったところに力を入れていきたいというふうに思っております。

○小澤部会長

多分、中身を平易に伝えるにはどうしたらいいかという話が委員の皆さんから出されていきましたので、仮に区報でも、あるいは何らかのホームページでも、平易なものというのはどういうふうにするかは、ぜひご検討していただけたらありがたいと思います。よろしいでしょうか。

伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員

そういったことに加えて、できればホームページなんかでも探して探して見つけるのではなくて、分かりやすいものが、すぐに分かる位置にというか、そういった見せ方とか活用の仕方とか、何かそんなところも、今のデジタル社会のなかで、そういったとこ

ろに合った発信の仕方というのも加えてご検討いただけると、区民の皆様にとってはいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○小澤部会長

ありがとうございます。これも本当に自由な意見交換という感じで聞かせていただきましたけれど、ホームページも確かにそうですね、ご指摘のとおりですね。なので、区民モニターみたいな感じで、普通の人に見てもらって、やはり何度も何度もクリックしてやっとたどり着くみたいなことをいかに防ぐかというのは、ぜひ検討していただくとありがたいと思いました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日お気づきになりにくかった点とか、先ほど言いましたように、今後の課題も意見として出していただいて。その意味では、今後この委員会の目的というのは、計画策定に関する事項と、計画が出来上がった後は進捗点検という2つの関わりがありますので、進捗点検のほうに役立つようなご意見もぜひお寄せいただきますとありがたいかと思います。計画に直接反映はできないかもしれないのですが、今後の進捗、委員会としての進捗、部会としての進捗活動に活用させていただくと。そういうご意見も寄せていただければ、事務局のほうで総合的に判断していただければと思います。

そうしましたら、この計画に関するところは、以上でよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日一番大きな議題はここまででして、あと「その他事項」ということになります。事務局のほう、何かその他事項ございますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

冒頭、部会長からご指摘いただいたのですが、今計画につきましては、現在素案への意見聴取ということで、各団体、関係団体をはじめご意見をいただいているところでございます。この11月20日、25日には、区民意見交換会ということで、この区役所で実施をさせていただきます。

また、メールですとかファクスですとかお手紙ですとか、お寄せいただくこともしております、これが11月27日まででお願いしているところでございます。

いただきました意見等を踏まえ、今後必要な修正を加え、1月には案という形でまとめていく予定でございます。その後、2月にはパブリック・コメント手続を経まして、3月に計画の成案ということで予定しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○小澤部会長

ありがとうございます。今後のスケジュールが今示されたように、11月27日ぐらいまでに、ぜひこの計画に関する意見、あるいは場合によっては、よく読んでみたらこのあたりの表現何とかと様々な修正提案もあるかと思えます。

あと、先ほど言いましたように、計画に直接、即反映はできないけれども、今後の点検とか進捗管理でこういう観点をぜひ見ていただきたいというようなご提案も構いませんので、それも11月27日ぐらいまでにお寄せいただくということでよろしくお願いしたいと思います。

あと、パブリック・コメントも課されますので、委員の皆さんも十分権利がありますので、まだ気づいた点があるということでしたら、パブリック・コメントで出すことも

あり得ますので、ぜひともいろいろな角度で、中野区の計画をブラッシュアップしていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

本日は以上ですが、何かありますか。伊藤委員。

○伊藤委員

直接的には関係ないのですが、中野区との関係で、これから好事例になる可能性があるというところで、今、楽しい取組をしているので、報告だけさせていただけたらいいなというふうに考えます。

187ページの「就労継続支援事業所における工賃の向上」というところの②「自主生産品の充実に向けた支援」ということで、区内の企業等の個人事業者の方など、新しいもの、伝統工芸といった古くからあるもの、あと農福連携の話も出ていましたけれど、伝統工芸といった古いものを確保していきますというように基づいて、今中野区と私のほうの授業で持っている児童研究という、その学生たちの、特別支援学校にみんな教員として行く学生たちばかりなのですが、中野区のこの取組を受けて、ではこれを実現可能とするとしたらどんなアイデアがあるかということで今いろいろ考えていまして、中野区の伝統工芸士のサンドブラストのほうを選択して、今学生のアイデアとして、コップにドットみたいなものを、とても単純で、でも綺麗なデザインをして、そこに隠れミッキーならぬ隠れ中野区みたいな区章なんかもちょっと入れたものを、学生いわく「映える」器にして、それに飲み物等を入れた形で、それを今の新しくなっていく中野区のお店に置いていただいたものに、女子も含めて写真をたくさん撮ってインスタ映えで発信していった、「#中野区」とか「#隠れ中野区」みたいな形で展開していったらどうか。

それから、B型作業所で協力してくださるところと連携しながらそれを製品化して、自主製品にしていくような、そんな取組も今ちょっと転がり始めているというか、楽しくやっているところで、学生にとっても区にとってもまちにとっても、それからお店にとっても、面白い取組かなというところで今やっている最中です。

中野ブロードウェイの有名なお店で梅屋さんというところが手を挙げてくださって、「うちのクリームソーダでぜひ」と。何かうまく転がるかも。でも区章を使用してはいけないとか言われたらどうなのかなとか、全然まだ不確定なのですが、そんなこともあるので、もしかして、それが乗った場合にはたくさん推していただいて。中野区の少しくらいいったところにも目がいくようになっていけばいいかなというふうに思っています。

ただの報告です。

○小澤部会長

どうもありがとうございます。実は委員からの情報提供というのもこの中にメモも入っていたので、きわめてそれは重要な内容です。ほかの委員の方も、もし必要があれば情報提供活動ということでよろしくお願いしたいのと、大学が地域貢献するというのは、大学側の立場から言うと、どうしても必要な取組の一環ですので、そういう意味では中野区は今、目白大学とか帝京平成大学、明治大学なんかも来ていますので、いろいろな角度で、そういった資源を有効活用するという方針で、こういう計画もその意味で中身を、これまでの計画だけにとらわれずに中身を深めていくことができれば大変ありがたいなと思っております。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかに委員の皆様。波多江委員。

○波多江委員

最近の取組の中で、ご報告させていただきたいことがあります。

うちは連携事業ということで区から委託を受けて、特別支援学校と、それから就労支援センターの間で卒業される前段階から、学校さんと情報共有をするような動きを常時しています。

最近の取組で、特別支援学校に子どもさんを通わせている保護者さんは、B型の事業所であるとか、特例子会社であるとか、そういう障害を持った人が働く場所の実態というのがあまり分からないというか、実際には見たことがなかったりする。そういったところから、B型の事業所に声をかけ、代表者の方に来ていただいて、希望する保護者に来ていただき、B型事業所ごとにPRをしていただきました。保護者さん、5名ほど、もう少したかかもしれないですけど、保護者さんからは、こういう機会は初めてだったのでまたやってもらいたいという感想をいただきました。東北絆まつりで出展をしたのですけれど、そのときも参加した保護者の方がおいでになられて、「とてもよかったので、ほかの保護者仲間の方にも伝えているのです。」ということで、やはりじかに話を聞く、自分が日頃思っていたことをじかに聞けるといのがとてもよかったということで、今後とも障害を持ったお子さんが適性のある場所につながるよう、しっかり就労支援をしていきたいとおもっています。

以上です。

○小澤部会長

どうもありがとうございました。今日はちょっとゆとりが出たので、ありがたく委員の方の情報提供の時間がとれました。本来でしたら、委員の方からの情報提供というのはその他事項の中に入っていますので、ぜひとも今後も何かあったら、必要に応じて今のような形で情報提供していただくと。純粹に何か計画だけだと、なかなか難しい課題が山ほどあるなという印象で終わってしまいますので、こういう前向きな話があると、それなりにまちづくりにも反映しますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。そうしたら、以上で本日の会議、議題は全部終了しましたので終わりたいと思います。長い時間ありがとうございました。

——了——